

第1 審査会の結論

銚子市情報公開条例（平成10年銚子市条例第19号。以下「条例」という。）第7条の規定による、平成27年度任期付短時間勤務職員採用試験の面接試験における成績一覧表及び合否の判断基準等の開示を求める公文書開示請求に対し、実施機関が平成28年3月11日付け銚職指令第6号で不開示とした部分のうち、「個人面接試験実施要領」については、開示することが妥当である。その他の不開示部分については、実施機関の決定のとおり不開示とすることが妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

「平成27年度任期付短時間勤務職員採用第2次試験の実施について（伺い）」（以下「対象公文書1」という。）及び「平成27年度任期付短時間勤務職員採用試験最終合格者の決定について（伺い）」（以下「対象公文書2」という。）の部分開示決定について、その取り消し及び不開示部分の開示を求めるもの。

2 異議申立ての理由

対象公文書1は、公開することで採用事務が公正かつ適切に実施されたことが受験者だけでなく市民にも明らかとなり、不開示とすることは、採用事務が不公平かつ不適切に実施されていると疑念を抱かせることになり、条例第8条第7号の「今後の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には該当しない。

また、対象公文書2については、受験番号で個人が特定されるのであれば銚子市の責任であり、条例第8条第2号の「個人に関する情報」には該当しない。

第3 実施機関の説明要旨

任期付短時間勤務職員の採用にあたっては、第2次試験において個人面接を行い、最終合格者を決定しており、当該試験における評定は、実施要領に基づき実施したものであり、これを公開することにより、その内容を知らない者との間で有利不利を生じ、今後の受験者の適正な評価に支障をきたすおそれがあるため、条例第8条第7号に該当する。

また、第2次試験結果について、個人の住所、氏名はもとより点数や席次なども個人に関する情報であって、受験番号に伴う席順から特定の個人を識別できるおそれがあり、条例第8条第2号に該当する。

第4 審査会の判断

1 条例第8条第7号を根拠に不開示となった部分について

条例第8条第7号を根拠に不開示となった部分は、対象公文書1のうち、「個人面接試験実施要領」であり、目的、日時及び場所、方法及び時間配分、評定の方法、採点方法及び合格基準を記載している。

日時及び場所は、受験者に予め通知されているものであり、目的、方法及び時間配分、評定の方法、採点方法及び合格基準については、およそ誰でも容易に想像し得る一般的な面接試験の実施方法等を定めているに過ぎず、これらの情報によって、将来にわたる職員採用試験の適正な遂行に支障を及ぼすとは認められない。

よって、条例第8条第7号には該当しないため、開示することが妥当である。

2 条例第8条第2号を根拠に不開示となった部分について

条例第8条第2号を根拠に不開示となった部分は、対象公文書2のうち、第2次試験結果に記録された受験者の郵便番号、住所、氏名、生年月日、年齢、面接官の採点及び席次（成績順位）である。

3 条例第8条第2号の該当性

実施機関は、不開示部分に関し不開示とした理由として、条例第8条第2号に該当することを主張しているため、その該当性について検討する。

(1) 条例第8条第2号の内容について

条例第8条第2号は、条例第7条の規定による開示の請求に対する条例第8条各号列記以外の部分の規定による実施機関の開示義務の例外規定として定められた同条各号の不開示情報の一つである。このため同条第2号に該当する情報は、不開示とすべきものである。

条例第8条第2号の内容としては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するもの、とされている。また、同号ア、イ又はウに該当する情報については、同号ただし書の規定により不開示情報から除外され、開示義務が生じることになる。

(2) 不開示部分に関する該当性について

不開示部分である第2次試験結果に記録された受験者の郵便番号、住所、氏名、生年月日、年齢、面接官の採点及び席次は、個人に関する情報であって、かつ、第2次試験結果に受験者の氏名、住所等が含まれ、特定の個人を識別する情報と認められることから、条例第8条第2号本

文の該当性が認められる。

(3) 条例第8条第2号アからウまでの該当性

条例第8条第2号のアは「法令若しくは他の条例の規定により、又は慣行として、公にされ、又は公にされることが予定されている情報」であり、当該不開示部分については、該当性が認められない。

また、条例第8条第2号のイは「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」であり、同号のウは「公務員の職務執行に係る情報のうち、当該公務員の所属名、職名等及び氏名」であるので、当該不開示部分は、同号イ又はウについても該当性は認められない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審議経過、審査委員等

1 審議経過

平成28年4月8日 諮問書の受理

平成28年5月6日 諮問実施機関の意見書受理

平成28年5月19日 審議（第1回）

平成28年6月16日 審議（第2回）

2 審査委員

会長 伊藤秀明、委員 明妻隆夫、委員 箱家秀晴

以上